

令和5年6月7日

保護者様

幸田町教育委員会

「インフルエンザによる出席停止」に関する提出書類について（お知らせ）

お子様がインフルエンザに感染した場合、保護者の方に、別紙「インフルエンザ経過報告書」を記入の上、お子様が通われている学校に提出していただくことになっております。これは、保護者の方やお子様の感染症の感染機会の軽減を図るための対応となります。何卒、ご理解とご協力をお願いいたします。

お子様が『インフルエンザ』と診断されたら、保護者の方に次のことをお願いします。

- ①医療機関から「インフルエンザ経過報告書」の用紙が交付されます。
医療機関から「インフルエンザ経過報告書」が交付されない場合は、配付した「インフルエンザ経過報告書」を使用するか、学校に御連絡ください。
- ②「インフルエンザ経過報告書」には、報告書裏面の記入例を参考に、保護者の方が必要事項を記載してください。
 - ・インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」です。
 - ・解熱した後2日を経過しても、発症から5日を経過しない場合は、登校することはできません。
 - ・登校の再開に当たり診察が必要かどうかについては、医師の指示に従ってください。
- ③インフルエンザが治り登校を再開する際に、必要事項を記入していただいた「インフルエンザ経過報告書」をお子様が通われている学校に必ず提出してください。
 - ・インフルエンザにより欠席した場合は、法令の規定により出席停止となります。

（連絡先：幸田町教育委員会学校教育課 電話 62-1111）

（豊坂小学校 電話 62-1048）